

令和7年度棚田スタンプラリーイベント業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度棚田スタンプラリーイベント業務委託

2 目的

三重県の棚田地域が有する豊かな自然や魅力を、県内外のより多くの人へ情報発信するため、マイカー等で棚田地域を訪れていただくスタンプラリーイベントを開催し、棚田地域の魅力の発信や棚田保全への理解の醸成を図るとともに、誘客の促進に取り組み、もって、棚田地域の活性化に繋げる。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

（1）三重県内の棚田地域を対象としたスタンプラリーイベントの開催

①開催方式

- ・より広い地域から多くの人に参加していただけるよう、全国から参加可能な Web 閲覧方式と、実際にマイカーで棚田を訪れる現地巡回方式とを併用すること。
- ・Web 閲覧方式は、参加者が受託者ホームページを閲覧することにより、スタンプを押下できる方法を想定しているが、企画提案コンペにおいて他の方法を提案することも差し支えない。
- ・上記のホームページは、下記（2）①のホームページ（広報用の記事）とは異なる。このため、原稿及び画像は、受託者にて用意する必要がある。ただし、棚田の写真を使用する場合は、下記（2）①で発注者（三重県農山漁村づくり課をいう。以下同じ）が提供するものを使用しても差し支えない。
- ・現地巡回方式では、スマートフォンの位置情報によるスタンプ押下を想定しているが、企画提案コンペにおいて他の方法を提案することも差し支えない。

②開催地域、スタンプスポット及びスポット数

- ・三重県内の棚田4か所（丸山千枚田、西山の棚田、深野だんだん田、熊野古道・阪本の棚田）とその周辺施設をスタンプスポットとする。
- ・Web 閲覧方式のスタンプスポット数は4個とし、棚田4か所（丸山千枚田、西山の棚田、深野だんだん田、熊野古道・阪本の棚田）とする。
- ・現地巡回方式のスタンプスポット数は13個とする。内訳は、3地域（伊賀、松阪、熊野）で各4個（棚田1個、観光施設3個）、地元行事への参加で1個とする。観光施設は、集客力の強い道の駅、温泉施設、直売所等とする。

〔参考：令和5年観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書〕

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0361200029.htm>

③開催期間

- ・Web 閲覧方式は令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで、現地巡回方式は令和7年10月1日（水）から令和8年1月31日（土）までとする。

（2）イベント内容の広報

- ・より多くの人にイベントへの関心を持っていただくため、以下の広報を行うこと。

- ・イベントへの問い合わせは、受託者が対応するものとする。

①ホームページへの掲載

- ・受託者のWebサイトに、イベントに関する記事を掲載すること。
- ・7月から始まるWeb閲覧方式の開始までに作成し、イベント終了日まで掲載すること。
2,000字程度、写真10～20枚。
- ・原稿及び写真10～20枚は、発注者が提供する。
- ・上記で作成した記事について、10月から始まる現地巡回方式のイベントに関する内容を追加すること（現地巡回方式の開始以降に掲載）。

②SNSによる情報発信

- ・SNSによる情報発信を行うこと（イベント終了時までに3回以上）。

③広報資料の作製及び配布

- ・イベント内容を掲載したポスターの作製、スタンプスポット（観光施設）への配布は受託者が行うこと。
- ・スタンプスポット（観光施設）への配布枚数は、1か所につき各3枚とすること。
- ・以下にも配布すること。

〔配布先〕	〔枚数〕
伊賀市役所、松阪市役所、熊野市役所	各2枚
三重県伊賀庁舎、三重県松阪庁舎、三重県熊野庁舎	各2枚
三重県農林水産部農山漁村づくり課	3枚

（3）参加特典（賞品）

- ・イベント参加者への賞品の手配及び当選者への発送は受託者が行うものとし、経費は受託者の負担とする。
- ・受託者は、スタンプ押下数が基準に達した参加者の中から、当選者の公平な選出と、全賞品の発送を行う。
- ・各地域の特色ある地元産品又は地元への誘客を促進する賞品とすること。棚田米、丸山千枚田オーナー権も賞品とすること。

（4）事業効果の検証

- ・イベント開催後は、参加者のデータ（参加者数、年代比率、居住地等）を分析し、イベントの効果や課題、改善点について整理すること。
- ・来年度以降、棚田スタンプラリーイベントを実施するとした場合に、どのような方法（参加者のターゲットング、広報媒体、スタンプスポット、賞品など）が効果的か提案すること。

5 三重県に納品する成果品

受託者は、契約期間内に、本業務の実施内容並びに4（4）の効果検証及び提案、その他必要と考えられる事項が含まれた「委託業務完了報告書」を作成し、発注者に提出すること。

（1）提出形式及び提出部数

- ①紙媒体、原則としてA4判・両面印刷、チューブファイル綴じ）：2部
- ②電子データ（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）：2部

6 業務実施の条件

- （1）業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。

- (2) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (3) 委託期間内においては、必要に応じてその都度、発注者との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。オンラインの活用も可能とする。
- (4) 本契約に基づく成果品の所有権は、発注者へ成果物の引き渡しが完了したときに、発注者に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果品の引き渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意すること。
- (7) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がその費用を負担するものとし、その損害額は、発注者と受託者が協議して定める。
- (8) 発注者は必要に応じ、受託者に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が、上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。
- (3) 契約締結権者（発注者）は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (4) 契約締結権者（発注者）は、受託者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (5) 契約締結権者（発注者）は、受託者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (6) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによる。規則は、以下のURLからご参照ください。

〔三重県ホームページ「三重県法規集」〕

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=28&fromJsp=SrMj>